

財務省第11入札等監視委員会
令和7年度 第4回定例会議議事概要

開催及び場所	令和8年6月12日（金） 高松国税局 第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人（アローズ法律事務所 弁護士） 委員 安井 敏晃（国立大学法人香川大学経済学部 教授） 委員 久保 誉一（有限責任監査法人トーマツ 公認会計士）	
審議対象期間	令和8年1月1日（木）～ 令和8年3月31日（火）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：高松国税総合庁舎 地下蓄熱槽探傷調査 契約相手方：株式会社山装 （法人番号3500001004203） 契約金額：3,036,000円 契約締結日：令和8年3月4日 担当部局：高松国税局 契約件名：令和7年度屋島住宅1号棟ほか2棟照明器具改修工事 契約相手方：有限会社ダイゼン （法人番号6480002007270） 契約金額：12,818,300円 契約締結日：令和8年3月12日 担当部局：四国財務局
随意契約（公共工事）	—	—
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：ブックスキヤナ及び携行用カバン の購入 契約相手方：株式会社原誠文堂 （法人番号8470001003427） 契約金額：4,399,780円 契約締結日：令和8年2月12日 担当部局：高松国税局 契約件名：令和7年度四国財務局什器納入等契約 契約相手方：株式会社青柳 （法人番号4470001000295） 契約金額：8,789,000円 契約締結日：令和8年2月16日 担当部局：四国財務局
随意契約（物品役務等）	—	—
応札（応募）業者数1者関連	1件	契約件名：ブックスキヤナ及び携行用カバン の購入
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【案件1】 「高松国税総合庁舎 地下蓄熱槽探傷調査」 契約相手方：株式会社山装 契 約 金 額：3,036,000円 契約締結日：令和8年3月4日 担 当 部 局：高松国税局 落札率が低い理由は。 予定価格の算定方法は。 探傷調査や修繕を行うことを考慮すると地下蓄熱槽を利用した空調方式を別の空調方式に変更したほうが効率的ではないか。	落札額が低かったため、低入札調査を実施したところ、工事内容が排水ポンプの設置・盛替え、床面清掃及び探傷調査であることから自社での施工が可能であること、当局が想定していたポンプより更に高出力のポンプを使用することにより、効率的な排水作業が実現できること、蓄熱槽水抜き後の乾燥処理削減による合理化が可能であること、現場事務所を設置しないことによるコスト削減等を行ったほか、探傷調査における経験・実績が十二分にあることで、自社の作業員による施工が可能であることから単価の高い専門の作業員を要しなかったこと、工数をかけなくとも十分な調査を行う方法を熟知していたこと等の要件が相まって入札金額が大幅に下がったことで、落札率が低調であったと思料している。 予定価格の算定方法は、蓄熱槽探傷調査の金額規模を確認するため蓄熱槽工事の対応が可能な業者から参考見積を徴取するとともに、積算資料、公共建築工事共通費積算基準を参考に算定している。 四国地方整備局に対し、地下蓄熱槽を利用した全館空調から個別空調等の別空調方式への変更、並びに変更するために建物の電力容量を増やすという検討を依頼しているところであり、当案件にかかる作業はそれまでのつなぎとして必要である。

【案件２】 「令和７年度屋島住宅１号棟ほか２棟照明器具改修工事」 契約相手方　：有限会社ダイゼン 契 約 金 額　：12,818,300円 契約締結日　：令和８年３月12日 担 当 部 局　：四国財務局 落札率が低い理由は。 今回の改修工事を実施した経緯及び工事内容は何か。 今後の改修予定はあるのか。	落札業者へのヒアリング等によると、「取引業者による適正な範囲内での価格協力や公共工事設計労務単価、公共工事単価などを参考に算出しているとのことであり、このように算出された入札価格と当局の予定価格との間に乖離が発生し、結果、落札率が低くなったものと考えている。 令和３年10月22日（直近：令和７年２月18日）に閣議決定された「政府実行計画」に基づき、ＬＥＤ照明器具に改修を行うものである。 今後、ＬＥＤの更新を予定している棟数は、令和７年度末現在で合計40棟あり、政府実行計画に基づき、2030年度までにＬＥＤ照明の導入割合100％を達成できるよう鋭意取り組んでいきたい。
--	---

【案件3】

「ブックスキャナ及び携帯用カバンの購入」

契約相手方：株式会社原誠文堂

契 約 金 額：4,399,780円

契約締結日：令和8年2月12日

担 当 部 局：高松国税局

応札業者が1者となった理由は。

予定価格の作成の際に2者から参考見積書を徴取したので、最低でも2者の応札はあると考えていた。

参考見積書を徴取した業者のうち入札に参加しなかった業者に入札に参加しなかった理由を尋ねたところ、「近年ペーパーレス化の加速により需要が高まってきている人気商品なので、メーカーでも在庫が不足している状況で、入札段階で必要数を確保できる確証がなかった」とのことであり、メーカーの在庫不足により、必要数の確保が難しかったことが、1者応札の原因と考えられる。

ブックスキャナを購入する前はどのようにしていたのか。

以前は携帯用コピー機を持参しており、本体が大きく、重さもかなりあったため、職員の負担となっていたところ、携帯用コピー機が製造中止となり、デジカメに切り換えて対応していた。

このブックスキャナは小型かつ軽量であり、携帯用コピー機と比べ、スキャンにかかる時間も短縮され、また、デジカメと比べ、プリントを合わせる時間が必要なく、手振れもない等、これらの機器に比べ事務の効率化が格段に図られた。

また、ブックスキャナで撮影したものはデータであることから、紙として持ち帰ることがなくなり、行政文書の紛失の防止にも役立っている。

【案件４】 「令和７年度四国財務局什器納入等契約」 契約相手方　：株式会社青柳 契約金額　　：8,789,000円 契約締結日　：令和８年２月16日 担 当 部 局　：四国財務局 財務局において、事務机等の買換えの目安及び購入物品の仕様や価格等に関するルールはあるか。 財務局のサンポート合同庁舎への引越しの際に新調すれば、移設費用なしで新調できたのでは。 今回購入した机は、昇降式で立って仕事ができるものとのことであるが、国としての方針が何かあるのか。 今回、事前見積りを取引業者から取得したとのことであるが、見積りの段階ではどのメーカーの製品で見積りが行われ、入札の結果、どのメーカーの製品が納品されたのか。	買換えについては、耐用年数（本件事務机は15年）を超過しているものを対象としているが、使用に支障がない場合は継続使用としている。 その上で、がたつきや引出し不良等の経年劣化が認められる場合に買換えを行うことを基本としている。加えて、動線見直し等に伴うレイアウト変更により既存什器が配置に適合しない場合にも、必要に応じ買換えを行っている。 また、購入物品の仕様及び価格について一律の基準は設けていないが、職場環境の改善及び業務効率の向上に資する観点から適切に設定している。 耐用年数を超えても使用に支障ないものは継続使用としており、引越し当時においても使用可能な什器については継続使用することとしていた。 また、移転にあたっては、既存什器を含む多くの物品をまとめて移設する場合の費用と、什器の新規購入に加えその他物品の移設を行う場合の費用を比較した結果、移設の方が経済的であると判断したものである。 国として統一的に定められた方針はない。本件については、長時間の座位による業務が健康へ与える影響が指摘されていることを踏まえ、職員の健康管理（維持・改善）及び身体的負担軽減の観点から導入したものである。 仕様を提示の上、取引業者から事前に取得した見積りについては、ＩＴＯＫＩ社及びＯＫＡＭＵＲＡ社製の製品に基づき行われている。 その上で、入札の結果、ＯＫＡＭＵＲＡ社製の製品が納品されることとなった。
--	--